

令和5年第2回

高森町議会 5 月臨時会会議録

令和5年5月9日開会

高 森 町 議 会

5 月 9 日 (火)
(第 1 日)

令和5年第2回高森町議会臨時会（第1号）

令和5年5月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

町長あいさつ（執行部自己紹介）

開会（開議）宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（1日間）

自 令和5年5月9日

至 令和5年5月9日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
5月9日（火）	本会議	議案審議

日程第 3 会議録署名議員の指名

1 番 白石 豊和君

2 番 武田 栄喜君

日程第 4 副議長の選任

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員会の選任

日程第 7 特別委員会の設置及び委員の選任

日程第 8 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第 9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例の一部改正】

日程第 11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

日程第 12 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

【令和 4 年度高森町一般会計補正予算】

日程第 13 承認第 5 報 専決処分の承認求めることについて

【令和 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】

日程第 14 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

【令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算】

日程第 15 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

【令和 4 年高森町介護保険特別会計補正予算】

日程第 16 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

【令和 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算】

日程第 17 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

【令和 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算】

日程第 18 同意第 2 号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 19 議案第 3 6 号 令和 5 年度高森町一般会計補正予算について

日程第 20 議員派遣の件

日程第 21 委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第 1 同意第 3 号 高森町監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	白石 豊和 君	2 番	武田 栄喜 君
3 番	児玉 幸之助 君	4 番	佐藤 武文 君
5 番	甲斐 節男 君	6 番	後藤 巖 君
7 番	牛嶋 津世志 君	8 番	後藤 三治 君
9 番	本田 生一 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	草村 大成 君	教 育 長	佐藤 増夫 君
総 務 課 長	岩下 徹 君	会 計 課 長	今村 親助 君
生活環境課長	津留 大輔 君	税 務 課 長	眞原 友紀 君
農林政策課長	芹口 孝直 君	健康推進課長	住吉 勝徳 君
政策推進課長	岩下 雅広 君	住民福祉課長	石田 昌司 君
建設課審議員	高崎 康誌 君	TPC事務局長	二子石 誠 君
総務課総務係長	馬原 孝平 君	総務課財政係長	木村 允哉 君

税務課課長補佐 法花津 和明 君 農林政策課課長補佐 土井谷 顕 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局係長 篠田 江吏子 さん

-----○-----

○議会事務局長（緒方久哉君）皆さん、おはようございます。

議会事務局長の緒方です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会になります。

したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして出席議員の中で、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

年長の甲斐節男議員を御紹介いたします。甲斐節男議員、議長席に御着席ください。

-----○-----

臨時議長あいさつ

○臨時議長（甲斐節男君）おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました甲斐節男です。

地方自治法の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、町長の挨拶をお願いいたします。

町長、草村大成君。

-----○-----

町長あいさつ（執行部自己紹介）

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和5年高森町議会第2回臨時開催にあたり一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、先に行われました高森町議会議員選挙におきまして、見事当選という栄誉を勝ち取られて、本日ここに高森町議会議員として、いよいよ町政の檀上に立たれたわけでございます。誠にありがとうございます。

そして、今日が臨時会初ということでございますが、私事でございますが、私も4期目の当選をさせていただきまして、所信に関しては6月の定例会で述べさせていただければというふうに思っております。ただし、これまでの町議会の皆さんと一緒に進めてきた将来の子どもたちに誇れるまちづくり、全国に誇れるまちづくりというところを確実なものにするということは、議員さんも私も同じではないかなというふうに思っておりますので、今後も議会議員の皆さま、そして町民の皆さまの御協力をお願いしたいというふうに思っております。

なお、5月8日をもちまして新型コロナウイルス感染症が5類に変更がなされました。これは国が変更したわけでございますが、それに基づき5月の最初の頃から高森町といたしましては、高森ポイントチャンネル、もしくは多くのSNS等を使って、今後の高森町がコロナ5類に変わった後にどういう方向で進めていくかと。

特に、役場の対応を細かく町民の皆さまにお知らせをしているところでございます。どうぞ議会でもいろんな取り決めがあるかとは思いますが、5類ということでありますので、また議会のほうでの取り決めも私たち職員側にも教えていただければ幸いです。

なお、この本臨時会では南阿蘇鉄道関連やコロナ関連等、緊急を要するものの予算を提案させていただきました。また、そのほかの大半の具体的な施策等につきましては、次回定例会時に予算を含めて提案をさせていただく予定としておりますので、どうぞ御審議、御了承いただきますようお願い申し上げます。

本日の臨時会に御提案します案件は、承認が8件、同意1件、補正予算などの議案1件、計10件でございます。よろしく御審議をいただき御決定を賜りますようお願い申し上げ御挨拶いたします。

○臨時議長（甲斐節男君）どうも、ありがとうございました。

-----○-----

○臨時議長（甲斐節男君）次に、執行部の自己紹介をいたします。自席から順番にお願いいたします。

○総務課長兼建設課長（岩下 徹君）おはようございます。総務課長兼建設課長を拝命しております岩下徹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。政策推進課長をさせていただいております岩下雅広です。よろしくお願いいたします。

○会計課長（今村親助君）おはようございます。会計課長の今村です。よろしくお願いいたします。

○総務課総務係長（馬原孝平君）おはようございます。総務係長の馬原孝平といたします。よろしくお願いいたします。

○総務課財政係長（木村允哉君）おはようございます。総務課財政係長の木村允哉です。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長（住吉勝徳君）おはようございます。健康推進課長の住吉勝徳です。よろしくお願いいたします。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（二子石 誠君）おはようございます。たかもりポイントチャンネル事務局長の二子石です。よろしくお願いいたします。

○建設課審議員（高崎康誌君）おはようございます。建設課審議員の高崎康誌です。よろしくお願いいたします。

○教育長（佐藤増夫君）おはようございます。教育長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼高森高校マンガ学科推進室長（村上純一君） 教育委員会事務

局長兼高森高校マンガ学科推進室長の村上純一です。よろしくお願いいたします。

○住民福祉課長（石田昌司君）おはようございます。住民福祉課長の石田昌司です。よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（津留大輔君）おはようございます。生活環境課長の津留大輔です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（眞原友紀君）おはようございます。税務課長の眞原友紀です。すみません、今日は喉の調子が悪くて御迷惑をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長補佐（法花津和明君）おはようございます。税務課課長補佐を仰せつかっております法花津と申します。よろしくお願いいたします。

○農林政策課長（芹口孝直君）おはようございます。農林政策課長の芹口孝直です。よろしくお願いいたします。

○農林政策課長補佐（土井谷 顕君）おはようございます。農林政策課課長補佐の土井谷顕です。よろしくお願いいたします。

○代表監査委員（吉良充展君）おはようございます。代表監査委員の吉良充展と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会長（高崎堅誌君）おはようございます。農業委員会会長の高崎堅誌と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（緒方久哉君）おはようございます。議会事務局長の緒方です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（甲斐節男君）以上で、執行部の自己紹介を終わります。

-----○-----

開会 午前10時00分

-----○-----

○臨時議長（甲斐節男君）本日の出席者数は、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（甲斐節男君）日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の席といたします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（甲斐節男君）日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第108条第2項規定によって、指名推選にしたいと思います。

指名推選で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（甲斐節男君）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。しばらく休憩といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（甲斐節男君）異議なしと認めます。再開時間については、後ほど事務局から連絡いたします。それでは、休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時15分

再開 午前10時39分

—————○—————

○臨時議長（甲斐節男君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（甲斐節男君）異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、牛嶋君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました牛嶋君を議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（甲斐節男君）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました牛嶋君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された牛嶋君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、議長就任の御挨拶をお願いいたします。答弁席でお願いします。牛嶋君、議長挨拶。

それでは、議長の牛嶋津世志君に御挨拶をお願いいたします。

○新議長（牛嶋津世志君）改めまして、こんにちは。7番、牛嶋です。

今回、議長という大役を仰せつかり、大変光栄に思いますとともに身に染みる思いでございます。高森町が昭和30年にスタートをいたしまして、当議会も5月から始まったと思っております。今議会での議長が私で21代目の議長となります。当初は18名おられた議員さんの数も現在は10名ということになり、今後さらに減少することも考えられます。今回、私が選出されたことは大変ありがたく責任の重さも感じておりますが、私が今まで公約としてきました住民と町政の橋渡し役を一層強めていく所存でございます。また議会の融和をもって高森町の行政がスムーズに運ぶことを念頭に、今後議長の職を全うしたいと思いますので、どうぞ執行部の皆さん、議員の皆さん、4年間辞めることなく続けたいと思っておりますのでどうぞ御協力、また御指導をお願いいたしまして牛嶋の議長就任の挨拶とさせていただきます。今後どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（甲斐節男君）ありがとうございました。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。議長、議長席へお着き願います。

（議長席交代）

-----○-----

（第1号の追加1）

日程第1 議席の指定

○議長（牛嶋津世志君）第1号の追加1、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元にお配りしました議席表のとおり指定いたします。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番白石豊和君及び2番武田栄喜君を指名いたします。

-----○-----

追加日程第3 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、会期の決定の件を議題にいたします。

本臨時会の会期は、本日令和5年5月9日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いた

しました。

-----○-----

日程第4 副議長の選挙

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。指名推選で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩することに決定いたしました。再開時間については、決定次第、事務局を通じて連絡いたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時51分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、9番本田生一君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました本田生一君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました本田生一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された本田生一君が議場におられます。会議規則第33条

第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。答弁席をお願いいたします。

9番 本田生一君。

○副議長（本田生一君）改めまして、こんにちは。9番 本田です。

ただいま副議長の推選によりまして指名推選をいただきました本田でございます。私ども今回の選挙で本当に現職議員、私ども本当に町民の皆さん方からいろんなことを言われてきましたし、私どもの思い、現職に対しての審判がなされたと思っております。今日の議長の選挙におきましても指名推選で、そして私も皆さん方から指名をいただきました。これから先は本当に町民の皆さん方から信用、信頼を取り返し、本当に町民の皆さん方が「今の議会はいいな」と言われるような議会にしていきたいと思っております。議長、副議長でございますので議長を支えながら、そして議員の皆さん方と一緒に、そして執行部の皆さん方にも大変御迷惑をおかけするかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）お諮りします。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。それでは、ただいまから休憩したいと思います。再開時間については、後ほど事務局から連絡をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午後 1時05分

—————○—————

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第5 常任委員の選任

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

職員に朗読をさせます。議会事務局長 緒方久哉君。

○議会事務局長（緒方久哉君）それでは、総務文教常任委員5名のお名前をお呼びいた

します。3番児玉幸之助議員、4番佐藤武文議員、5番甲斐節男議員、6番後藤巖議員、9番本田生一議員、以上です。

続きまして、産業厚生常任委員同じく5名です。1番白石豊和議員、2番武田栄喜議員、7番牛嶋津世志議員、8番後藤三治議員、10番佐伯金也議員、以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ただいま職員が朗読しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することを決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員の選任

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

職員に朗読させます。議会事務局長、緒方久哉君。

○議会事務局長（緒方久哉君）それでは、議会運営委員4名のお名前をお呼びいたします。6番後藤巖議員、8番後藤三治議員、9番本田生一議員、10番佐伯金也議員、以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ただいま職員が朗読しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りいたします。

住民に対して議会活動を広く周知するため、4名の委員で組織する議会広報特別委員会を設置し、調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会を設置し、調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により

指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

職員に朗読をさせます。議会事務局長 緒方久哉君。

○議会事務局長（緒方久哉君） それでは、議会広報特別委員４名のお名前をお呼びいたします。１番白石豊和議員、２番武田栄喜議員、３番児玉幸之助議員、６番後藤巖議員、以上です。

○議長（牛嶋津世志君） ただいま職員が朗読しましたとおり、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

—————○—————

日程第８ 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（牛嶋津世志君） 日程第８、阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、阿蘇広域行政事務組合同規約第５条第２項の規定によって１名を町長が指名し、２名を議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、町長及び議長が指名することに決定いたしました。

阿蘇広域行政事務組合議会議員に、２番武田栄喜君、９番本田生一君、１０番佐伯金也君の３名を指名します。

お諮りします。

ただいま町長及び議長が指名しました３名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました２番武田栄喜君、９番本田生一君、１０番佐伯金也君の３名が阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されました２番武田栄喜君、９番

本田生一君、10番佐伯金也君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

—————○—————

日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（牛嶋津世志君）日程第9、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、7番牛嶋津世志君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました牛嶋津世志君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7番牛嶋津世志君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました7番牛嶋津世志君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

—————○—————

○議長（牛嶋津世志君）ここで、各委員会の委員長及び副委員長の互選結果が議長に提出されておりますので、報告いたします。

職員に朗読させます。議会事務局長、緒方久哉

○議会事務局長（緒方久哉君）それでは、それぞれの名前をお呼びいたします。

総務文教常任委員会、委員長、6番後藤巖議員、副委員長、5番甲斐節男議員。

産業厚生常任委員、委員長、後藤三治議員、副委員長、1番白石豊和議員。
議会運営委員、委員長、6番後藤巖議員、副委員長、8番後藤三治議員。
議会広報特別委員、委員長、6番後藤巖議員、副委員長、3番児玉幸之助議員。
以上です。

○議長（牛嶋津世志君）お諮りいたします。

先ほど町長から提出されました同意第3号、高森町監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第1 同意第3号 高森町監査委員の選任について

○議長（牛嶋津世志君）追加日程第1、同意第3号、高森町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定について、10番佐伯金成君の退場を求めます。

〔10番議員退場〕

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第3号、高森町監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の高森町議会議員一般選挙の執行に伴い、新たに議会議員、高森町大字高森2489番地2、佐伯金也氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、今回7期目の当選をなされ、監理等に関しても経験と優れた識見を有する方でありまして、本町監査委員として適任であります。同委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案を申し上げるものでございます。御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。追加議案の配付がされておられません。

○議長（牛嶋津世志君）お諮りいたします。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

それでは、1時20分から再開いたします。よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午後 1 時 1 7 分

再開 午後 1 時 2 5 分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい、4 番。

○4 番（佐藤武文君）4 番、佐藤です。

会議規則第 2 2 条には、議長が必要であると認める時、または議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議に諮って議事日程の順序を変更し、またはほかの事件を追加することができると思いますが、本来であればこういう同意の案を示した上で追加をしていただきたいと思います。お願いします。その上で審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）はい、今、4 番、佐藤武文議員から御指摘がございました。今後注意をしたいと思います。

続けて審議をしたいと思います。

提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから同意第 3 号、高森町監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）はい、ありがとうございました。起立者多数と認めます。ありがとうございました。8 名の起立でございます。したがって、同意第 3 号、高森町監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

1 0 番佐伯金也君の入場を認めます。

〔1 0 番議員入場〕

○議長（牛嶋津世志君）失礼しました。ただいま 7 名の起立でありました、失礼いたしました。

10番佐伯金也君に申し伝えます。同意第3号、高森町監査委員の選任については、これに同意することにしましたので、その旨申し伝えます。

—————○—————

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例の一部改正】

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）承認第2号で報告いたします専決いたしました高森町税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。すみません、喉を痛めておりまして、お聞き苦しいと思いますけれども御容赦ください。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い専決処分にて改正を行ったものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。まず、所得税における肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限が3年間延長されたことから、個人住民税においても同じく延長を行うため必要な改正を行っております。

次に、軽自動車税について、環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限が3年間延長となったため必要な改正を行っております。その他、上位法の改正に伴い必要な改正を行っております。

以上、主な改正内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承

認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 1 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

○議長（牛嶋津世志君）日程第 1 1、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）承認第 3 号で報告いたします専決いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い専決処分にて改正を行ったものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。国民健康保険税の課税限度額について、国民健康保険の被保険者間の保険税の公平性確保の観点から、今回、付加限度額を引き上げるとともに、低所得者世帯の保険税負担を考慮し、国民健康保険税の軽減措置についても 5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額について見直しを行うものでございます。具体的には、国民健康保険税の後期高齢者支援金等付加限度額を 20 万円から 22 万円に引き上げるものです。また、軽減する所得判定基準についても、5 割軽減の被保険者に乗ずる金額を 28 万 5,000 円から 29 万円に、2 割軽減の被保険者に乗ずる金額を 52 万円から 53 万 5,000 円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上、主な改正内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて採決をします。お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【令和4年度高森町一般会計補正予算】

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第4号で御報告いたします専決第4号、令和4年度高森町一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

専決しました内容は、3月末、年度末に確定しました地方交付税やふるさと応援寄附金に伴う最終調整を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ1億3,821万1,000円を増額し、予算総額を105億2,726万5,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。第2表地方債補正につきましては、地方債を活用して実施する各事業におきまして、事業費が確定したことに伴い借入額が変更となった分について、それぞれ限度額を調整をしております。

続いて、歳入の主なものについて御説明をいたします。11ページをお開きください。第1款町税につきましては、コロナの影響からで収納率に関してはなかなか厳しいのではないかなというふうに思っておりましたが、結果、法人税を含む町民税、固定資産税、たばこ税について、収納が見込みを大きく上回ったために増額補正を行いました。

続きまして、第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、年度末に交付決定通知があり、実際に歳入で受け入れた額に合わせるための補正を行っております。

14ページをお開きください。第11款地方交付税につきましては、3月末の特別交付税の交付決定により1億3,719万2,000円を増額いたしております。こちらにつきましては、最終的な特別交付税でいただいた金額は約4億9,700万円となりました。令和3年度と比較すると約8,000万円増加をいたしております。

続きまして、22ページをお開きください。第18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金または企業版ふるさと応援寄附金の状況に応じて補正を行っております。

続きまして、第19款繰入金につきましては、ふるさと応援寄附金から繰り入れ

て実施した各種事業について、事業額の確定に伴い、予定していた金額を繰り入れる必要がなくなりましたので減額をいたしました。また、南阿蘇鉄道復興応援基金、森林環境譲与税基金、企業版ふるさと納税、地方創生基金からの繰入金につきましても、同基金でそれぞれの基金で活用して実施した事業の事業費確定に伴い補正をいたしました。

続きまして、歳出について御説明をいたします。25ページからが歳出、出の部分になります。全体にわたりまして年度末、3月末における最終的な調整をしております。なお、説明欄に財源組替えとあるものは、補助金の決定が後から来た分だったり、地方債の活用の決定通知が来たことに伴い、財源を変更したものとなります。

47ページをお開きください。第12款諸支出金につきましては、各基金への積立金を補正いたしました。このうち財政調整基金につきましては、2億6,906万円を積み立てることになります。これにより財政調整基金の残高が約21億9,200万円となります。昨年は、令和4年度は議会の議決をいただきまして、緊急経済対策として町民一律給付金や物価高騰対策、高森町事業所等支援給付金を実施をさせていただきました。しかしながら、最終的には令和3年度末よりも財政調整基金を積み増すことができたということです。引き続き、災害等の有事の際には迅速なスピードある復旧事業等ができる決断をするために、一定額の担保しながらも引き続きやっていかなければいけない事業等に有効活用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。ふるさと応援寄附金につきましては、これまで積み上げていた基金に、令和4年度、去年度の積立金を追加し、そこから活用した事業をですね、実施した事業の分を充当するために基金繰入金を差し引いた額が、最終的に令和5年度に、今年度に繰り越せる残高となりますが、約6億1,300万円となる見込みでございます。また別に南阿蘇鉄道復興応援、それと企業版ふるさと納税、地方創生基金への積立金もそれぞれ補正をさせていただきました。令和5年度以降の南阿蘇鉄道の関係の施策や事業はですね、企業版ふるさと納税として寄附を募っている事業の財源として有効に活用させていただきたいというふうに思っております。

以上、専決しました内容について御説明申し上げました。御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、佐藤君。

○4番（佐藤武文君）はい、4番、佐藤です。

少しお尋ねしたいと思います。歳出、38ページですね。農林水産業費、林業費、

林業振興費の中の負担金、補助及び交付金ですけれども、間伐材供給安定化緊急対策事業補助金、当初予算の総額は2,944万円、これは確か2分の1が県補助だと思いますけれども、この補正額は当初予算額の45%にあたります。なぜこの時期に45%ものの予算の減額か。それから、この歳入の調整はどこで行われたのか。その2点を伺いたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口君。

○農林政策課長（芹口孝直君）4番、佐藤武文議員の質問にお答えいたします。

こちら38ページの間伐材供給安定化緊急対策事業補助金ですが、こちらは当初予算から1,378万円の減額となっておりますが、こちらにつきましては、当初は当初予算の額で計画をしておりましたが、事業実施の額が昨年よりも減っており、事業の確定に伴って今回の実施額に調整したものとなっております。

歳入につきましては、森林環境譲与税ですね、そちらのほうで調整を行っております。

○議長（牛嶋津世志君）はい、答弁が終わりました。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】

○議長（牛嶋津世志君）日程第13、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）承認第5号で専決処分いたしました令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、県から交付される保険給付費等交付金が3月末に

確定したことにより、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会の招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算から7,506万7,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億4,507万8,000円としました。歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

8ページをお開きください。第6款、第1項、第1目保険給付費等交付金については、交付金の確定により5,675万1,000円を減額しております。

次に、11ページをお開きください。歳出予算となります。第2款保険給付費、第1項療養諸費において、総額で4,143万8,000円を減額しております。

続きまして、13ページをお開きください。第2款、第2項高額療養費において総額で1,366万2,000円を減額しております。

最後に第10款予備費で収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

【令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算】

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）承認第6号で専決処分いたしました令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

主なものは、令和4年度後期高齢者医療事業費等が確定したことにより、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算に48万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ1億2,460万4,000円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

6ページをお開けください。歳入予算で、第1款、第1項後期高齢者医療保険料の確定により42万8,000円を増額しております。

次に歳出でございしますが、7ページをお開きください。第2款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金において納付額が確定したことにより56万5,000円を増額しております。

最後に、第5款予備費で収支の調整を行いました。

以上、説明を申し上げました、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたしますして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第15 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算】

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）承認第7号で専決処分しました令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

主なものは、令和4年度の介護保険事業費等が確定したことにより、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に128万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ11億1,744万2,000円としました。歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。歳入ですが、第3款、第2項は調整交付金等について、国からの交付金等の確定に伴いまして51万5,000円を増額をしております。

次に歳出でございます。8ページをお開きください。第2款保険給付費、第1項介護サービス諸費について、居宅介護等のサービス費確定に伴う不用額について2,388万円を減額をしております。

続いて9ページをお開きください。第5款、第1項の介護予防生活支援サービス費等においては313万1,000円を事業費の確定にそれぞれ減額をしております。

最後に予備費で収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 16 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

【令和 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算】

○議長（牛嶋津世志君）日程第 16、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務課長兼建設課長、岩下徹君。

○総務課長兼建設課長（岩下 徹君）承認第 8 号で御提案いたしました令和 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について御説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。専決しました内容は、歳出の予算の業務費において不用額を調整するものでございますが、歳出予算内での調整であるため、予算総額の変更はございません。

6 ページをお開き願います。年度末の最終補正ということでございまして、今回は主に需用費の光熱水費を 119 万円減額、そのほか消耗品費、役務費、委託料、原材料費につきましても不用額をそれぞれ減額し、その分を予備費の増額という形で予算の調整を行ったものでございます。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 17 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

【令和 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算】

○議長（牛嶋津世志君）日程第 17、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて

てを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務課長兼建設課長、岩下徹君。

○総務課長兼建設課長（岩下 徹君）承認第9号で御提案いたしました令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。専決しました内容は、歳出予算の管理費において不用額を調整するものでございまして、歳出予算内での調整を行うため予算総額の変更はございません。

6ページをお開きください。年度末の最終補正ということでございまして、今回は需用費の光熱水費を25万8,000円減額し、その分を予備費の増額という形で予算の調整を行ったものでございます。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第18 同意第2号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（牛嶋津世志君）日程第18、同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで、政策推進課長の岩下雅広君につきましては、本人案件となりますので一時退場をお願いいたします。

〔政策推進課長退場〕

○議長（牛嶋津世志君）本件について、提出理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提

案理由の説明を申し上げます。

高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております後藤一寛氏が3月31日付けで高森町を退職されております。今回、その後任として岩下雅広氏を高森町職員懲戒審査委員会委員に選任するものです。同氏は本庁職員として市町村職員懲戒審査委員会委員に適任者であります。同委員の選任については地方自治法施行規定第16条第5項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案をするものです。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志 君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。全員起立であります。したがって、同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

これより岩下雅広君の入場を認めます。

〔政策推進課長入場〕

○議長（牛嶋津世志君）岩下雅広君に申し伝えます。同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、これに同意することにしましたので、その旨申し伝えます。

—————○—————

日程第19 議案第36号 令和5年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第19、議案第36号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第36号で御提案いたしました令和5年度高森町一般会計補

正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、私の4期目における肉付け予算の第一弾として、臨時議会ながら予算を計上させていただいたものでございまして、歳入歳出それぞれ8,124万8,000円を追加し、予算総額を59億3,124万8,000円とするものでございます。

予算書の7ページをお開きください。歳入につきまして、今回歳出で計上いたしました事業の財源とするためそれぞれ計上いたしておりますが、内容については、歳出予算説明の中で御説明申し上げたいというふうに思っております。

続きまして、9ページをお開きください。ここからは歳出での予算になりますが、今回計上いたしました歳出につきましては、予算書とあわせてお配りしております補正予算概要書に沿って御説明申し上げますので、お手元に準備をよろしくお願いしたいと思います。

この概要書の横のページ数ではなくて、事業別の1番ですね。この番号で今後も御説明をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、国・県補助活用事業の1番ですね、この1、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。こちらは昨年度、国の経済対策として6月補正において御承認いただき実施をしました事業と同様に、低所得の子育て世帯を支援するために、対象児童1人当たり一律5万円を支給するものになります。この対象者は、昨年度この給付金を受給された世帯となっておりますが、そのほかにも令和5年1月以降、この1月以降の家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情であると言われるところも認める方も対象となりますので、詳しい要件等につきましては、担当の住民福祉課までお問い合わせいただければ大変ありがたいというふうに思っております。全額が国からの補助となりますが、高森町といたしましては、早期の支給が、早い段階での支給ができるよう今回のタイミングでの計上とさせていただきます。今回のタイミングというのが臨時議会でございます。本事業の趣旨を踏まえ、いち早い支給開始を目指したいというふうに思っております。

続きまして、2番の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。これも国の補助金、県の補助金でございますが、こちらにつきましては、令和5年度、今年度も引き続き新型コロナウイルスワクチンの集団接種をその会場で実施するための経費でございます。感染症につきましては、5月8日、昨日にですね、インフルエンザと同じ5類に移行されたところではございますが、今後も継続して新規感染者の方の抑制を行っていかねばいけない、それぞれの方が。それと同時に高齢者施設等での集団感染ということは、これはインフルエンザ同様、抑えてい

く必要がありまして、現時点では今年度もワクチンに関しては公費負担で接種ができる見通しとなっております。ただし、当町では第1回目より役場横、わかりやすい特設会場において集団接種を実施してまいりました。住民の皆さま、大変安心してわかりやすい接種会場ということで、この体制を構築を現在いたしておりますが、対象者の要件等は今後もあるかと思いますが、御自身の判断でワクチンを接種をしたいと言われる方がいた場合には、今後もこの集団接種会場で今年度は行っていくべきというふうに考えております。

また、この財源につきましては、令和4年度までは全額国が補助金で面倒をみていただいたわけですが、今後は交付上限額が示される予定というふうになっております。これは6月から接種開始を予定を現在しておりまして、3月議会が終わった後にばたばたと決まった国の方針もありますので、事前の準備等がかなり必要でございます。ですので、取り急ぎ今回のタイミングで予算を計上させていただいたということです。

また、交付上限額が今後この示された場合に、足りない分に関しては単費で行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

3番の続きまして南阿蘇鉄道全線再開イベントでございます。こちらにつきましては、7月15日にいよいよ南阿蘇鉄道が7年3か月ぶりに全線再開をいたします。7年以上かかって再開するローカル鉄道というのは多分初めてではないかなというふうに考えておりますが、その記念して大規模な復興イベントを開催する経費を計上をいたしました。これまで熊本地震からの創造的復旧・復興のメインシンボルの一つとして、国をはじめ県の皆さん、多くの方に御協力をいただき、特に国土交通省関係の皆さま、職員の皆さまには、随分こちらの要望等を全てかなえていただきまして、トータルで80億円以上になるのではないかと思います。小さなローカル鉄道の復旧に国費を充てていただきました。心から感謝申し上げたいと思いますし、そのレセプションですので、国務大臣も含めて多くの方が、知事も含めて来られるのではないかなというふうに今予想をしているところでございます。

また一方で、高森駅の駅舎の部分に関しては完成をしており、連日御来場の方大変多いわけですが、しっかり今後この残りの部分の工事に関してもやっていかなければいけないというふうに思っております。まずはこの7月15日のイベントというところで、この財源につきましては、熊本県からの補助金が750万円、そのほかについては南阿蘇鉄道の復旧・復興のためにこれまで御寄附をいただいた寄附金、企業版ふるさと納税の寄附金だったり、クラウドファンディングの寄附金だったり、単純な寄附金等々を南阿蘇鉄道復興応援基金からの繰入金を予定をいたしております。

それともう1点ございますが、もうちょっと時間があれば議員さんからの御指摘も過去あったんですが、もっと大きなイベントもできたかと思いますが、JR豊肥線がちなみに開通したときにはかなり大きなイベントだったわけでございます。その半分ぐらいのイベントにはなるかと思いますが、しっかり来られる皆さんが納得していただけるようなおもてなしをしっかりとしなければいけないというふうに思っておりますので、議会の皆さまにも御参加、御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

概要書の事業者別の3番、先ほど町長からも話がありました南阿蘇鉄道全線再開イベント、これにつきましては、3月の定例会のときにこの金額じゃ少なからうと私も申し上げたところです。その中で、まずその予算の増額対応をしていただいたこと、そして企業版ふるさと納税をしていただいた会社に対して御礼は申し上げたいと思います。

その中で2点質問があるんですが、1点は、この事業は高森町単独でされる事業なのかという点が1点。あと当然、沿線という話になりましたら南阿蘇村、ここも絡んでくるわけですが、南阿蘇村も含んだ、例えば南阿蘇村が補助金申請をして、お互いにやっていくようなイベントになるのかっていう2点、この2点について課長にお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）6番、後藤巖議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この今回補正予算で計上させていただきました南阿蘇鉄道全線再開イベントの補助金の関係ですけれども、こちらの補助金に関しましては、今回は高森町単独の申請となっております。

次の第2点目の南阿蘇村と協力してということですが、そちらに関しましては、令和5年度の当初予算で計上しております150万円の負担金があったかと思えます。そちらのほうと同じ組織で南阿蘇村と同時に県のスクラム補助金というのを活用いたしまして、このイベントではなくセレモニーのほうを重点的に開催する方向で今進めております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

答弁ありがとうございます。やはり乗ってこられる方は、立野駅から高森とか、特にちょっと述べられてなかったんですけども、このたびは大きな1点、肥後大津が出発、出口になるというところ、そういうところも含めて、できれば大津町、そして南阿蘇村、そして高森町がやはり沿線として一体になって機運を盛り上げていくという取り組みも必要でしょうし、例えば高森だけの単独でやるにしろ、肥後大津、熊本空港駅、そこでの入り口での高森への誘客という部分も、一つこれは提言というか提案なんですけども、そこを南阿蘇鉄道さん、そして南鉄の応援隊もいらっしやいましたか、そういう団体とともにやはり盛り上げていていただきたいと私は思いますので、有意義に使われることを願っております。

私からは以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第36号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第36号、令和5年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議員派遣の件

○議長（牛嶋津世志君）日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配りましたとおり派遣したいと思います。

併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 1 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（牛嶋津世志君）日程第 2 1、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元にお配りました継続調査申出書事件一覧のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 2 回高森町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 2 時 2 1 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会臨時議長

高森町議会議員

高森町議会議員